

- 二、本法の適用を受けんとする労働組合の代表者は組合規約を添へ主たる事務所々在地の地方長官に届出ることを要す。
- 三、労働組合規約には左の事項を記載する事を要す。
 - (一) 名称
 - (二) 目的
 - (三) 主たる事務所
 - (四) 組合員の資格に関する規定
 - (五) 組合員の加入脱退に関する規定
 - (六) 組合の大會其他の會議に関する規定
 - (七) 組合の執行機關並に其他役員の権限資格及任免に関する規定
 - (八) 加入金及組合費並に會計に関する規定
 - (九) 組合規約の変更に関する規定
 - (十) 組合の聯合及合併に関する規定
- 四、労働組合並に其の事業に對しては請託を賦課せず。
- 五、労働組合は労働爭議につき、役員其他組合員が他人に加へたる損害を賠償する責に任せず。
- 六、雇主又はその代理人は労働組合員たる故を以て被僱者を解雇する事を得ず、雇主又はその代理人は被僱者を労働組合に加入せざる事、又組合より脱退する事を僱傭條件となす事を得ず。
- 七、労働組合が雇主又はその団体と労働協約を締結し居る場合に於て之に反する組合員と雇主との單獨契約條項は之を無効とす。
- 八、労働組合の役員又は組合員は労働爭議遂行の目的を以て監視、訪問、不買同盟、団体的示威又は文書の頒布若くは貼付を爲したるの故を以て處罰せらるることなし。
- 九、労働組合の組合員たる未成年者又は有夫の女子は組合員としての行為に關し決定代理人の同意又は夫の許可を要せず。
- 十、労働組合は司法裁判所の判決を経るにあらざれば解散せらるることなし。
- 十一、地方長官は労働組合の規約又は決議法令に違反するものありと認めたるときは警告を發す。

し若し應せざる場合に於てその取消費を裁判所に支出する事を要す。
 十二、六に違反し居る雇主又は代理人は六ヶ月以上三ヶ年以下の懲役に處す。

理 由 (省 署)
 新執行委員會一任
 実行方法

第四號議案 労働統制法規制定ニ関スル件

吾等ハ現在、如キ國內ノ無秩序ナル労働時間ヲ制限シ、労働者ノ最低賃金ヲ決定シ、失業若クハ就職セシメ、且國民ノ消費力ヲ増大セシムル目的ヲ以テ速カニ別項要綱案ニ示スルノ労働統制法規ノ制定実施ヲ要望ス。

理由 由
 労働時間ノ制限ハ之レヲ經濟上ヨリ見ルモ、亦人道上ヨリ見ルモ甚カニ実行スル必要アリ、殊ニ目下ノ如ク行キ諾レル國內經濟ヲ打開スル唯一ノ方法デアルコトヲ確信スル、失業若クハ數ハ政府ノ發表スル延ニ據ルモ猶五十万人ヲ算スル不拘、インフレ景氣ニ乘ジテ工場、特ニ軍需品製作工場ニ於テハ長期間經濟的ニ惠マレザル職工ハ、此ノ時斗リ自己ノ健康ヲ害スルコトモ省ミズシテ、連日十有餘時間ノ労働ヲ爲シツ、アルガ如キハ寧ロ人生ノ悲惨時ト謂フ可ク而カモ労働賃金ノ支給率ハ年々低下シテ其ノ極マル延チキ状態デアル、斯ノ如キ不合理ハ資本ノ偏在下相俟ツテ益々國內經濟ヲ萎縮セシメ、一層不況ヲ深刻ナラシムル以外ニ何物モナイコトヲ看破スル。